

くりはま花の国眺望点及び眺望景観保全基準

1. 眺望点の 名称及び 位置	(1) くりはま花の国眺望点 北緯35度13分14秒6309、東経139度42分35秒4900、標高60.2メートル (2) 久里浜港眺望点 北緯35度13分22秒6206、東経139度43分05秒8385、標高2.7メートル										
2. 眺望景観 保全基準	(1) 建築物等の高さの制限を定める区域 別図に示す A 地区、B 地区、C 地区及び D 地区 (2) 建築物等の高さの最高限度 別図に示す区域に応じ、次表に定めるとおりとする。 <table><tr><td>地区</td><td>高さの最高限度</td></tr><tr><td>A 地区</td><td>31メートル</td></tr><tr><td>B 地区</td><td>20メートル</td></tr><tr><td>C 地区</td><td>22.5メートル</td></tr><tr><td>D 地区</td><td>30メートル</td></tr></table> (3) 適用除外 本基準施行の際現に存する建築物等又は現に建築工事中若しくは築造中の建築物等が前号の基準を超えている場合において、当該建築物等を既存の高さ及び容積の範囲内で建て替えるときは、前号の規定は適用しない。 ただし、当該区域の眺望景観を改善する為、可能な限り前号の規定を遵守するよう努めるものとする。	地区	高さの最高限度	A 地区	31メートル	B 地区	20メートル	C 地区	22.5メートル	D 地区	30メートル
地区	高さの最高限度										
A 地区	31メートル										
B 地区	20メートル										
C 地区	22.5メートル										
D 地区	30メートル										
3. 配慮事項	久里浜港眺望点から半径 1 キロメートルの区域内の建築物等の配置、規模、形態、意匠及び外観の色彩については、各眺望点からの良好な眺望の保全に配慮するよう努めること。										

●解説

くりはま花の国は、平成 2 年に策定された横須賀市都市景観整備基本計画で、眺望景観形成エリアとして位置付けられており、久里浜港内湾や東京湾、緑豊かな丘陵を望む良好な眺望の視点場が存在します。

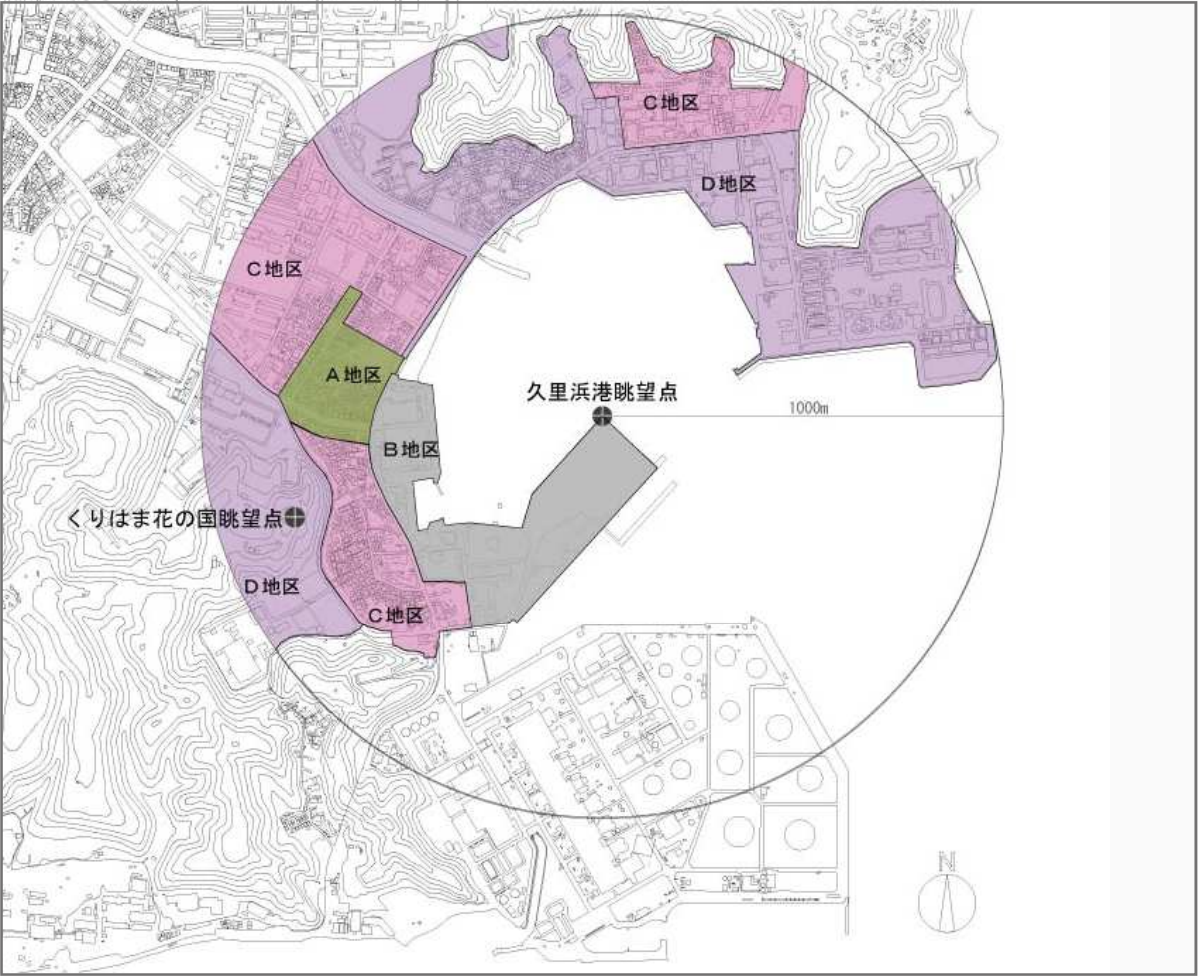
また、久里浜港内湾側からは、ペリーが見た久里浜の姿である緑豊かな丘陵への眺望があり、この眺望をペリー上陸の地として残しておくことも大切です。

これら久里浜ならではの眺望景観は、貴重な市民共有の財産といえることから眺望点を指定します。

眺望景観保全区域は、久里浜港眺望点から、周囲の稜線を概ね包括できる半径 1 km の範囲とします。

告示日:平成20年2月25日 施行日:平成20年7月1日

●眺望点からの眺望を保全するための建築物等の高さの制限を定める区域 別図



●くりはま花の国眺望点からの眺望



●久里浜港眺望点からの眺望



眺望点及び眺望景観保全基準は、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）第 3 条第 1 項の規定に基づき指定するものです。

くりはま花の国眺望点 眺望景観保全基準と解説

●発行：横須賀市都市部まちなみ景観課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

Tel 046-822-8377

Fax 046-826-0420

URL <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/keikan>

くりはま花の国眺望点 眺望景観保全基準と解説



平成20年2月25日告示